

広島県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
医療法人しらね眼科	ほんだ歯科医院	尾道市高須町三七〇番地三	令和七年二月一日
しらね眼科	勝島歯科医院	安芸郡府中町鶴江一丁目二五番二〇号	平成九年八月二三日